

平成24年6月29日

各 位

会 社 名 株式会社 イトーヨーギョー
代表者名 代表取締役社長 畑 中 浩
(コード番号 5287 大証二部)
問合せ先 取締役管理部長 霞 良 治
(TEL 06-4799-8850)

訴訟の訴え変更に関するお知らせ

神戸設備工業株式会社（以下「神戸設備工業」という）より提起されております訴訟について、平成24年6月28日付で、同社より訴え変更の申立てがなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から訴え変更に至るまでの経緯

当社は、平成4年より賃借しておりました友田町ビル（賃貸人 神戸設備工業）を平成23年4月30日付で退去すべく、平成22年7月23日付で、神戸設備工業に対して賃貸借契約を更新しない旨の意思表示を行いました。これに対して、神戸設備工業は、当社が賃貸借契約を更新しないことが特約違反又は信義則違反であるとして、平成23年3月15日付けで、当社に対する損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起し、同訴訟は現在も継続しております。本訴訟において、当社は、特約違反や信義則違反の事実はないと主張して、神戸設備工業の請求を棄却するよう求めておりますが、平成24年6月28日付で、神戸設備工業より、以下のとおり訴え変更の申立てがなされましたので、お知らせいたします。

2. 訴え変更の申立人

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 名 称 | 神戸設備工業株式会社 |
| (2) 所 在 地 | 神戸市灘区友田町四丁目1番2号 |
| (3) 代表者の氏名 | 代表取締役 伊藤 泰博 |

3. 訴え変更の内容

1. 訴訟提起時の請求内容

- (1) 被告は、原告に対し、金5億円及び本訴状送達日の翌日から支払済みに至るまで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

2. 訴え変更申立てにおける請求内容の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、総額金 203,458 千円及び内金 201,765 千円に対する平成 24 年 6 月 29 日から支払済みに至るまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

- (注) 1. 請求内容の詳細については、訴訟継続中のため省略させていただきます。
2. 平成 23 年 8 月 19 日にも訴え変更の申立てが行われましたが、請求の総額に変更がなかったため開示は行っておりません。

4. 今後の見通し

当社といたしましては、神戸設備工業が主張する債務不履行・信義則違反は存在せず、また、同社が主張する損害の発生につきましても客観的な根拠がないと判断しており、裁判でも継続してこの点を主張しております。

なお、当該訴え変更申立てが当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以 上